(目的)

第1条 この要綱は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第2号の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の実施について、必要な事項を定めるとともに、本町を応援しようとする法人から寄附金を募り、これを財源として竹富町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる竹富町まち・ひと・しごと創生推進事業を実施することにより、「島々の誇りと個性がきらめく、大自然と文化の暮らしが響きあう町〜海ぬ美しゃとともに生きる安全・安心のぱいぬ島〜」を将来像に目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 寄附対象事業

法第5条第15項の規定に基づき、竹富町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる竹富町まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。

(2) 寄附対象法人

町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を 提出している法人

(3) 寄附金

寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、竹富町企業版ふるさと納税寄附申出書(様式第1号)を町長へ提出するものとする。

(寄附の受領等)

- 第4条 町長は、寄附対象事業の事業費の確定後、事業費の範囲内で前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人からの寄附金を受領することともに、当該法人に受領証(様式第2号)を交付する。
 - 2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、町長は事業費が確定した 後に、寄附対象法人に対して事業費確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
 - 3 町長は次に揚げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還 することができる。
 - (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2)前号に定めるほか、町長が特に必要と認めるとき。

(寄附金台帳の作成)

第5条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、竹富町企業版ふるさと納税寄附金台帳(様式 第4号)を作成するものとする。

(公表)

第6条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、広報又は町ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。